



利用者登録事項変更届（個人事業主用） （変更記録請求書）

Tranzax電子債権株式会社 宛

利用者登録事項の変更が生じましたので以下の通り変更を届けます。
なお、Tranzax電子債権株式会社が、私の代理人であるTranzax株式会社に
本届出事項についての情報を提供することに同意します。

届
出
印
（
必
須
）

屋号又は氏名

変更する項目についてのみ下記ご記入ください。

屋号または氏名	フリガナ											新 た に 登 録 す る 届 出 印	
代表者名 (屋号を登録した場合)	フリガナ												
自宅住所	〒 —												
連絡先	PCメールアドレス												
	電話番号					FAX番号							
決済口座	☐ 銀行 ☐ 信用金庫 ☐ その他				店	預金種目	口座番号（7桁）						
	金融機関コード						☐ 普通 ☐ 当座 ☐ その他						
	口座名義 (カタカナ等)												
外国PEPsの申告	☐ 該当しない	☐ 該当する【具体的な職および地位】											
提出書類	別紙「ご提出いただく書類【個人事業主のお客さま】」をご確認いただき、確認書類のご提出をお願いいたします。												

<お問い合わせ先> Tranzaxカスタマーセンター
e-mail: customer@tranzax.co.jp
tel: 0120-700-057

<送付先>
〒330-0075
埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-11 さくら浦和ビル
Tranzax電子債権株式会社

Tranzax株式会社	
年	月 日
検印	係

Tranzax電子債権株式会社	
年	月 日
検印	係

利用者番号

(2025.01)



変更する項目によって、ご提出いただく本人確認書類がございます。
別紙「ご提出いただく書類について」を確認ください。

屋号又は名称

当社へお届けの屋号又は氏名をご記入ください。
補助金等でご利用の場合は、お客さまの氏名をご記入ください。

届出印とは

当社への利用お申込みの際に、利用申込書に押印され、当社へお届けいただいた印鑑をいいます。
実印、認印等、任意のご印鑑でお届けいただいております。

届出印がわからない場合

実印を押印いただき、印鑑登録証明書のコピーをお送りください。その場合、「新たに登録する届出印」欄に、登録する届出印を押印してください。

Tranzax
Transaction France

(変更記録請求書)

Tranzax電子債権株式会社 宛

利用者登録事項の変更が生じたので以下の通り変更を届けます。
なお、Tranzax電子債権株式会社が、私の代理人であるTranzax株式会社に
本届出事項についての情報を提供することに同意します。

屋号又は氏名	東京酒店
--------	------

届出印 (必須)	
-------------	--

変更する項目についてのみ下記ご記入ください。									
屋号または氏名	フリガナ	リカーショップトウキョウ							
		リカーショップTOKYO							
代表者名 (屋号を登録した場合)	フリガナ								
〒105-0001 東京都港区虎ノ門0-0-0									
PCメールアドレス		taro@tokyo-l.co.jp							
電話番号		00-0000-0000				FAX番号		00-0000-1111	
金融機関コード		東西		南北支		店		口座番号 (7桁)	
口座名義 (カタカナ等)		デンシ タロウ						9 8 7 6 5 4 3	
外国PEPsの申告		☐ 該当しない ☒ 該当する 【具体的な職および地位 配偶者(電子花子)がアメリカ合衆国最高裁判所の裁判官】							
届出書類		別紙「ご提出いただく書類【個人事業主のお客さま】」をご確認いただき、確認書類のご提出をお願いいたします。							

代表者名

別の方が代表者となった場合は、Tranzaxカスタマーセンターまでお問い合わせください。

外国PEPs

別紙「外国PEPsについて」をご確認ください。

Tranzax株式会社		
年	月	日
検印	係	

Tranzax電子債権株式会社		
年	月	日
検印	係	

利用者番号

(2023.02)

■ご提出いただく書類について【個人事業主のお客さま】

下記の書類についてご提出をお願いします。

屋号の変更		
ご提出いただく書類はございません		
代表者の変更		
Tranzaxカスタマーセンターにお問い合わせください		
届出印の変更（届出印不明の場合）		
印鑑登録証明書		当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
住所の変更		
いずれか一つ （コピー）	☐ 運転免許証	「免許証の条件等欄」「臓器提供意思確認書欄」は塗りつぶしていただき、表面・裏面ともご提出をお願いします。
	☐ パスポート（2020年2月以降発行の新パスポート不可）	日本政府発行のもので、「本籍」は塗りつぶしていただき、顔写真、氏名、生年月日が確認できるページと、現住所が確認できるページのご提出をお願いします。
	☐ 個人番号カード（通知カード不可）	「臓器提供意思確認書欄」は塗りつぶしていただき、表面のみご提出をお願いします。
	☐ 在留カード	在留期限内のものをご提出ください。表面・裏面ともご提出をお願いします。
	☐ 印鑑登録証明書	当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。
	☐ 住民票の写し又は記載事項証明書	当社に到着時点で発行日から6カ月以内のものに限ります。「個人番号」「本籍」「住民票コード」が表示されていないものをご提出ください。表示されている場合は塗りつぶしてご提出ください。

■ 外国PEPsとは

外国PEPs（外国の重要な公人）とは、外国において以下の公的地位にある方を指します（犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯収法）施行規則15条）。

- ☐ 外国の元首
- ☐ 日本における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
- ☐ 日本における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
- ☐ 日本における最高裁判所の裁判官に相当する職
- ☐ 日本における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
- ☐ 日本における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
- ☐ 中央銀行の役員
- ☐ 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員

弊社は、以下(イ、ロおよびハ)に該当するお客様と取引等を行う際には、犯収法に基づき厳格な顧客管理を行っております。（犯収法第4条2項3号、犯収法施行令12条3項）

お客様が以下(イ、ロおよびハ)に該当する場合は、「外国PEPsの申告」よりご申告くださいますようお願い申し上げます。

- イ** 外国PEPsに該当する方ならびに、過去に外国PEPsであった方
- ロ** 上記イ.に該当する方の親族（下図に該当する方で、日本人であるか否かは問いません）
- ハ** 上記イ.またはロ.に該当する方が実質的支配者となっている法人

